

内 水 面 漁 業

1 本県の内水面

県河川課の「河川調書」によれば県内の内水面には、指定河川として1級河川3水系（川内川、肝付川、大淀川上流）、2級河川160水系（広瀬川、天降川、池田湖など）、準用河川380余水系があり、他に鰻池、蘭牟田池などの湖沼がある。

これらの河川、湖沼では生業として漁業を営む者は極めて少ないと思われるが、一部河川では販売を目的にアユ、コイ、モクズカニ等の採捕が行われている。また、増養殖用種苗としてシラスウナギが県本土や熊毛地区の河川で、稚アユが県本土の河川、湖沼（ダム湖を含む）で採捕されている。一方、最近の河川は、流量の減少、流域状況の改変、各種廃水の影響などのため魚介類の生息環境が悪化しているものの、釣り等レクリエーションの場として重要な役割を果たしている。

2 漁獲量の推移

1960（昭35）年以降ほぼ5年ごとの漁獲量は農林水産統計によれば右表のとおりである。

1985（昭60）年までの漁獲量は、300～400ト（1975（昭50）年は川内川でシジミ大発生）であるが、その後減少し、最近の5年間は150ト程度となっている。河川別では、川内川が40～60%、魚種別では、アユが20～35%と最も多い。最近、モクズカニの漁獲が増えているようであるが、統計では「その他の水産動物類」とされているためその量は不明である。

漁獲量の推移

単位：ト

西 暦	漁 獲 量	魚 種 別 漁 獲 量			
		アユ	コイ	ウナギ	その他
1960	369(169)	133	32	53	151
1964	445(233)	161	46	70	168
1970	(132)	(20)			
1975	1327(1078)	204	62	42	1019
1980	414(258)	85	76	24	229
1985	329(217)	77	31	16	205
1990	242(133)	71	24	12	135
1995	153(77)	53	19	8	73
1998	149(68)	48	17	5	79
1999	145(62)	51	16	6	72

（ ）は川内川の漁獲、1970年は全体の調査なし

3 漁業権漁業，許可漁業

1) 漁業権の設定されている水面

定着性のシジミなどを対象とする漁業以外の漁業は、すべて第5種共同漁業で、アユ漁業、ウナギ漁業、モクズガニ漁業などの名称で免許される。

これらの漁業をしようとする場合、漁業権者（漁協）の組合員は、「漁業権行使規」に基づいて管理費（行使料）を負担しなければならない。一般の採捕者（遊漁者）は、その組合の「漁業権遊漁規則」に基づいて遊漁承認を受け、遊漁料を納付しなければならない。漁業権の内容になっていない魚種を採捕する場合、鹿児島県内水面漁業調整規則（以下「規則」という。）第6条の「漁具又は漁法」によるときは、そのことについて知事の許可を受ける必要がある。

2) 漁業権の設定されていない水面

規則第6条の「漁具又は漁法」によらない場合は、規則の「制限又は禁止」の条項に違反しない限り採捕は自由である。県内には漁業権のない河川等が多くアユやモクズガニ等の採捕者が多い。

3) 特別採捕許可

漁業権の内容となっている魚種を採捕する場合でも、前記の「制限又は禁止」の規定に違反して採捕することはできないが、この規定は、試験研究や増養殖用の種苗供給のため、知事の許可を受けて採捕する場合には適用されない。この適用除外の許可が「特別採捕許可」である。本県ではシラスウナギや稚アユの採捕が盛んであり、冬～春季の風物詩ともなっている。なお、シラスウナギ、稚アユともに海面でも採捕されるので鹿児島県漁業調整規則の「適用除外」の許可も受ける必要がある。

4 共同漁業権と増殖義務

内水面の共同漁業権は、下記13水系の15水域に設定されており、18漁協が水域ごとに、単独又は共有の免許を受け、組合員については、それぞれの「漁業権行使規則」、遊漁者に対しては「漁業権遊漁規則」に基づいて管理調整を行っている。漁業権の種類は、川内川の中・下流域に「シジミ」を内容とする第1種共同漁業があるほかは、15水域の全漁区が第5種共同漁業権となっている。

主な漁業権魚種は、アユ、コイ、ウナギで殆どの漁区に共通しているほか、モクズガニ7漁区、フナ6漁区、ヤマメ、オイカワ各1漁区となっている。

第5種共同漁業権には増殖義務が課せられているため、漁業権者（漁協）は、毎年、魚種ごとの増殖実績と次年度の計画を県に提出する。この計画は内水面漁場管理委員会で審査検討され「第5種共同漁業権増殖目標数量」として、漁業権者（漁協）に到達されるとともに県公報で公表されている。増殖の方法は、一般に種苗放流であることから「義務放流」と言われる。

水系別漁業権者

河川水系	漁業権者	河川水系	漁業権者
広瀬川	広瀬川漁協	思川	思川漁協
高尾野川	高尾野内水面漁協	別府川	別府川漁協
高松川	高松川漁協	網掛川	網掛川漁協
川内川 中・下流域 鶴田ダム湖 川上流	川内川, 川内市内水面漁協	天降川	日当山天降川, 天降川, 松永, 手籠川漁協
	川内川, 川内市内水面, 川内川上流漁協	検校川	検校川漁協
	川内川上流漁協	安楽川	安楽川漁協
万之瀬川の一部	川辺広瀬川漁協	大淀川上流	末吉内水面漁協
甲突川	甲突川漁協		

5 魚種別漁業

県内の河川は、1960（昭35）年頃までは魚介類の生息環境もよく、多くの流域住民が多様な漁具を使用して、アユ、コイ、フナ、ボラ、ウナギ、エビ、カニなどを採捕していたが、最近は畜産物や海産魚介類が容易に入手できることから、レクリエーションとしての採捕者は増えているものの、以前のような自家消費のための採捕は少なくなった。現在、行われている主な漁業は次のとおりである。

1) あゆ漁業

(1) 漁期

6～11月（1月1日から5月31日までは規則第25条の禁止期間、解禁日は、各漁協で定めている。）

(2) 漁具漁法

さし網：禁止している漁協も多い。

投網：殆どの河川で行われる。

魚ぜき：川内川の中流域（川内川漁協管内）で10～11月に行われる。川幅の4/5程度にじぐざぐに竹柴垣を築き、垣に沿って下ってくるアユを袋つきの刺し網（ヒューテンという。）で採捕する。柴垣の末端（V状の所）は約3m空けて「うけかご」をつけ、アユのほかウナギ、カニなどを捕る。この漁法は地元では「アバ」と言い、26か所の漁場に毎年約100人が従事している。

友釣り：殆どの河川で行われる。

空釣掛：主に友釣りの罟アユを採捕する。夜間採捕は禁止（規則第32条）

2) こい漁業

(1) 漁期 1～12月

(2) 漁具漁法 建網、籠、延縄、バクダン釣り等

川内川中流域では、2～3月頃に「棒立て」という置き釣り漁業が行われる。2、3本の釣り針をつけた道糸を竹竿や棒杭に結び付け、夕刻、川岸に打ち込んで仕掛けておき、翌朝とりに行く。場所はよどんでいる所で、餌には、サイコロ状にしたサツマイモを蒸かし半乾燥したものを使う。最近、コイが増えており5～10kgのものも稀ではないといわれている。

3) うなぎ漁業

(1) 漁期 5～11月

(2) 漁具漁法

はえ縄、穴釣り、さで網、筒籠、うなぎやぐら(塚)、柴漬け(川内川下流域では専業者あり)等

4) もくずかに漁業

(1) 漁期 6～12月

(2) 漁具漁法

網かご(折りたたみ式で縦60・横50・高さ20cm程度)に餌として魚の頭や臓物等を入れて使用する。他に袋網、さで網、うけぜき等がある。

漁業権の内容にある漁協では、カニの大きさや採捕期間を制限している。網かごによる採捕は操業が容易であるため、自家用や販売を目的とした採捕が広く行われている。

6 増養殖用種苗採捕

1) シラスウナギ

(1) 特別採捕許可

知事は「養殖種苗用稚うなぎ特別採捕許可に関する取り扱い方針(昭43年11月策定、平12年4月最終改正)」に基づき許可を行う。この方針には、許可対象者は「養鰻業者又は養鰻業団体と種苗需給契約を締結した採捕団体の組合員」であること。需給契約量は内水面漁連が養鰻業者に「種苗購入割り当てをした量の範囲内」とすること。許可期間は「12月1日～3月31日」とすること等が定められている。

平成12年度の許可は、採捕組合39団体(採捕者1,785人)、採捕数量2,091kgであった。

(2) 漁具漁法

すくい網

殆どの地区で使用される。網地は金網又はもじ網であるが形状や大きさは様々である。灯火を使用し、水中に入り又は川岸からすくいとる。

袋網

川内市内水面漁協が最も多く約100件、串木野市、吹上町、枕崎市でも使用される。規模は様々で上げ潮時に操業する。

2) 稚アユ

(1) 特別採捕許可

知事は「稚あゆ特別採捕許可に関する取扱い方針(昭46年2月策定、平12年4月最終改正)」に基づき許可を行う。この方針には、許可対象者は「内水面漁連の需給計画に基づき採捕割り当てを受けた者」であること。採捕許可量は「同計画に基づき割り当てを受けた量」とすること、採捕期間は、海産 1月15日～2月末日、湖産 2月1日～4月30日、河川産 3月1日～4月30日とすること等が定められている。

(2) 平成12年度許可量

河川産 広瀬川、高松川、川内市内水面、思川、別府川、網掛川、日当山天降川、松永川、検校川、以上各漁協合計で9,530kg。放流先別では、自河川放流2,840kg、県内の他河川1,780kg、県外出荷4,900kgとなっている。この中で前記のアンダーラインの漁協は自河川放流のみ、その他の漁協は自河川のほか県内外向けに採捕する。採捕量は、天降川水系が最も多い(日当山天降川漁協51%、松永漁協18%)。

湖沼産 1929(昭4)～1974(昭49)までは池田湖産が県内外に出荷されていたが、その後長年採捕されていなかった。近年になって鶴田ダム湖で採捕されるようになり、最近、また、池田湖でも採捕するようになった。当年度は、鶴田ダム湖2,320kg、池田湖1,250kg、計3,570kg(放流用870(県内370、県外500))、養殖用2,700kg(県内1,500、県外1,200)の許可となっている。

海産 当年度は、出水市、東串良、志布志の各漁協共同漁業権内で、自家養殖用350kg、他の養殖業者向けに400kg、計850kgが許可されている。

(3) 漁具漁法

河川

ア 魚道止水

稚アユが魚梯に上がってきた頃合いを見計らって、その上部で水流を止め、すくい捕るか、魚梯の下部に網を設置して採捕する。(網掛川, 別府川漁協)

魚梯の上部に設けたプールに稚アユが滞留している頃合いを見極め、プールの上流側に遮断板をはめて水流を止め、同時にプールの底に取り付けた外側に通じるパイプの蓋を開け、流れ出る稚アユをたも網で捕りあげる。(思川漁協)

イ 魚道遮断樋落し

魚梯の最上部を金網で遮断し、その段の横壁に樋を設置し、水が外側に敷設した網に流れ落ちるようにしておく。金網の所で遡上を阻まれた稚アユは樋を通じて敷網に落ちて採捕される。

(広瀬川漁協)

ウ エゴ漁(止水式)

天降川水系等本県独特の漁法である。エゴ漁に使用される漁具は、川の流路に沿って設けた河床とそれを挟む2本の砂利堤、その上流部に設定される簡易止水堰、下流部の垣網および魚捕り部から構成され、これら全体がエゴと呼ばれる1基の漁場となる。操業は1日に数回行われるが、各操業開始までは止水堰は開かれており、垣網と魚捕り部も引き揚げられている。遡上する稚アユがエゴに十分入り込んだのを確認したら素早く止水堰に防水シートを張って流れを止め、同時に下流部の垣網、魚捕り部、袋網を設置する。エゴ内が減水していくと稚アユは垣網伝いに移動し魚捕り部に取り込まれて採捕されることになる。エゴは毎年、日当山天降川漁協6ヶ所、松永漁協4ヶ所、検校川、安楽川漁協各1ヶ所造成されている。

エ 追い込み式

遡上する群れを見極め、袋網を設置して退路を遮断し、別の網でアユを追い込んで採捕する。

(川内市内水面漁協)

湖沼

ア えり網 池田湖で操業

イ 敷網

鶴田ダム湖で操業。採捕網はビニールパイプ3 \times 4方に深さ1 \times 1 \times のもじ網を取り付けたもので、これの一辺を5 \times 4方の足場つきの筏に結び付ける。反対側は、滑車で上げ下げができるようにしておく。網の取り付け側には水中ポンプ台を置き、網の上(ポンプ側寄り)には棒を渡し、ガゼ製の飼料入り袋を水中に入るように水面に吊りさげる。採捕筏は、風向と稚アユの回遊状態を予測して岸近くの適当な所に網口側を風下の方にして設置し、稚アユが網には入れるように網口側を沈下させ、水中ポンプで網口の方に向けて飼料袋に水をかけて餌の臭いを拡散させる。餌に誘引されて稚アユが入網してきたら頃合いを見計らって網を引き上げ、たも網ですくい取って生簀に蓄養する。1日に3~4回操業。(川内川上流漁協)

海面 機船船びき網で採捕する。

参考文献(内水面漁業)

- 1) 水産部漁業調整課(1951): 鹿児島県内水面漁具図譜, 鹿児島県.
- 2) 四宮明彦(2000): 鹿児島県天降川水系の稚アユ漁法エゴ漁, 鹿児島大学水産学部紀要, 第49巻.
- 3) 水産庁沿岸課(1996): 内水面漁具・漁法図説.